

津幡町告示第9号

津幡町介護保険居宅介護住宅改修費等の受領委任払い等に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月26日

石川県津幡町長 矢田富郎

津幡町介護保険居宅介護住宅改修費等の受領委任払い等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項又は第57条第1項に基づき支給する住宅改修に係る保険給付（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の請求及び受領について委任して行う支給手続き（以下「受領委任払い」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(県事業者登録台帳の備付)

第2条 町は、石川県バリアフリー住宅改修事業者登録実施要領（以下「県事業者登録実施要領」という。）第9に規定するバリアフリー住宅改修事業者登録台帳（以下「県事業者登録台帳」という。）を備え付け、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が閲覧できるようにするものとする。

(県登録改修事業者の工事)

第3条 県事業者登録実施要領第9に規定する登録改修事業者（以下「県登録改修事業者」という。）が、居宅介護住宅改修費等の給付に係る工事を行う場合は、当該登録改修事業者に所属する県事業者登録実施要領第5に規定する登録業務主任者が、設計及び工事監理を行わなければならない。

2 町は、登録業務主任者に対し、県事業者登録実施要領第6に規定する業務主任者登録証の提示を求めることができる。

(受領委任払い)

第4条 県登録改修事業者は、居宅要介護被保険者等が居住する住宅の法第45条第1項又は第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行ったとき、当該居宅要介護被保険者等の委任に基づいて、居宅介護住宅改修費等を請求し、支払を受けることができる。

2 居宅要介護被保険者等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、この要綱で規定する居宅介護住宅改修費等の受領委任払いによる保険給付は行わない。

- (1) 法第66条第1項の規定による支払方法変更の記載を受けている場合
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の支払の一時差止めを受けている場合
- (3) 法第68条第1項の規定による保険給付差止めの記載を受けている場合
- (4) 法第69条第1項の規定による給付額減額等の記載を受けている場合

(報告等)

第5条 町長は、居宅介護住宅改修費等の支給に関して必要があると認めるときは、県登録改修事業者又はその従業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は職員により関係者に対して質問をさせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事前相談・確認)

第6条 居宅要介護被保険者等又は県登録改修事業者は、住宅改修着工前に、当該住宅改修について、居宅介護支援事業者又は町長に対し、住宅改修が必要な理由等について確認しなければならない。

(領収書等)

第7条 県登録改修事業者は、居宅要介護被保険者等から居宅介護住宅改修費等の支払を受けた場合は、当該居宅要介護被保険者等に対し、領収書を交付するとともに、現に要した費用の総額及びその内訳等が確認できる書類（以下「内訳書」という。）を併せて交付するものとする。

2 前項の規定による内訳書は、居宅介護住宅改修費等に係るものとその他の費用の額とを区分して、その区分ごとの明細も記載しなければならない。

(支給申請等)

第8条 居宅要介護被保険者等が、第4条に規定する受領委任払いにより支給申請を行う場合は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第1号）に、前条に規定する内訳書及びその他必要となる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、居宅要介護被保険者等から前項に規定する申請があったときは、当該居宅介護住宅改修費等に係る支給決定又は不支給決定を行い、その旨を当該居宅要介護被保険者等に通知しなければならない。

(請求・支払)

第9条 県登録改修事業者が、前条に規定する受領委任払いによる支給申請に基づき、居宅介護住宅改修費等の請求を行うときは、町長に対し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書（受領委任払用）（様式第2号）及び第7条に規定する領収書等を提出しなければならない。

2 町長は、県登録改修事業者から前項に規定する居宅介護住宅改修費等の請求があったときは、当該登録改修事業者に対し、当該居宅介護住宅改修費等を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

保険者番号 173617

被保険者番号				個人番号			
フリガナ				生年月日	年 月 日		
氏名							
住所	〒929- 石川県河北郡津幡町			電話番号			
住宅の所有者	本人との関係（ ）						
建物の所在地 (被保険者の住所と同じ場合は記入省略)							
改修の内容				着工日	年 月 日		
				完成日	年 月 日		
着工日時点における 要介護状態区分等	要支援 1 2		改修費用	円			
要介護 1 2 3 4 5							
(宛先) 津幡町長 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 また、上記申請に基づく給付金の請求及び受領を下記の登録改修事業者に委任します。							
年 月 日							
住所 石川県河北郡津幡町				電話番号			
申請者							
氏名							

注意

- ・この申請書に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

- ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

上記申請に基づく住宅改修を完了したときは、上記申請者が居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求及び受領に関する権限を委任することに同意します。

年 月 日

登録改修 事業者	事業者名			
	事業者登録番号			
	代表者名			
	所在地	〒	電話番号	

様式第2号(第9条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書(受領委任払用)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

(請求者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費について、次のとおり請求します。

請求金額	円也(年月分)
------	---------

委任者 (被保険者)	住所	石川県河北郡津幡町
	氏名	

【振込先口座】

銀行	本店	口座種別
農協	支店	普通・当座
金庫	出張所	
口座番号	口座名義人 (フリガナ)	

発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	